

## 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 令和4年4月1日～令和4年9月30日）。

- 1 職員の法令遵守の状況  
道路交通法違反  
・人身事故  
    公務運転中に自転車と衝突し、相手方に骨折のけがを負わせたもの 1件
- 2 公益通報の実績  
    受付件数 0件
- 3 不当要求行為  
    報告件数 0件
- 4 旭川市公正職務審査会  
    開催回数 1回  
    開催内容 旭川市政における公正な職務の執行の執行の確保等に関する条例の運用状況について ほか